

昭和59年工業統計調査  
工業調査票甲 (従業者30人以上の事業所用)

指定統計 第10号

市区町村番号 基本調査区番号 工業調査事業所番号	1 事業所の名称及び所在地 (よりかな) 都道府県 市区郡 区町村 丁目 番地号	10 有形固定資産 土地 建物、構築物、機械、装置、備品、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等	11 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額	12 製造品の出荷額、在庫額等	13 12のア、ウ、エの合計金額 14 内国消費税額 (年間) 15 工業用地及び工業用水 (つづき)	16 主要原材料名 ア 購入したもの イ 他から支給されたもの (無償)	17 工業用地及び工業用水 ア 事業所敷地面積及び建築面積 イ 用地の取得面積 (年間) ウ 1日当り水別別用水量 エ 1日当り用途別用水量
--------------------------------	---	--	----------------------------------	-----------------	---	--	--

★ 黒のインキ又はボールペンを用い、楷書で読みやすく記入してください。  
 ★ 記入が完了したら、各項目の説明をよく読んでください。金額は「万円未満は四捨五入して」「万円」まで記入してください。  
 ★ この調査は、統計法(昭和二十二年法律第十八号)に基づき指定統計調査で、製造業に属するすべての事業所は申告の義務があります。  
 ◎ 調査員又は市区町村の調査員が直接調査に来る場合は、調査票は製造業者で記入します。

★ この調査票は、申告者に利害関係を生ずるような目的には使用されません。  
 ★ この調査票は、調査員が一部提出してください。

通商産業省

記入注意

一般注意  
 (1) 調査期間が年間となっている事項については、昭和59年1月1日から12月31日までの事実について記入してください。しかし、毎月の債務届計(例えば25日)が記されている事業所では、昭和59年12月の債務届計日からさかのぼって1年間の事実について記入しても差し支えありません。  
 (2) 調査票には、黒のインキ又はボールペンを用い、楷書で読みやすく記入してください。カーボンコピーやタイプライターによって記入しても結構です。  
 (3) 数字は、1, 2, 3のような算用数字で記入してください。  
 (4) 記入すべき金額、数値のない項目は、何も記入しないでください。  
 (5) 金額の欄は「千円」の位で四捨五入してください。

個別事項

- 事業所の名称及び所在地**  
「事業所の名称」には、商号、その他営業上用いている正式の名称を記入してください。定まった名称のない場合は、事業主の氏名を記入してください。
- 経営組織**  
「組合」とは、法人格をもった組合をいいます。法人格をもたない匿名組合などは個人を含めてください。
- 従業者数**  
(1) 「常用労働者」とは、次のうちいずれかの従業者をいいます。  
(ア) 期間をきざらず、又は1か月を超える期間をきめて雇われている者。  
(イ) 日々又は1か月以内の期間を限って雇われていた者のうち、その月とその前月にそれぞれ18日以上雇われた者。  
(ウ) 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者。  
(エ) 事業主の家族で、その事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者。  
(オ) 事業主の家族で、その事業所に働いていないが、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者。  
(カ) 「生産労働者」とは生産物の生産される現場(補助部門を含む。)において、生産業務、その記録業務、これら業務と密接な関連のある業務に従事する労働者をいいます。作業に従事しない職長、組長などの監督的労働者は除かれます。  
(キ) 「管理、事務、技術労働者」とは、管理、経理、営業、人事、福利、厚生、研究などの部門に働く労働者(単純作業に従事する者を含む。)をいいます。常時業務に従事する役員も含まれます。「生産労働者」と「管理、事務、技術労働者」を合計したものが常用労働者となります。  
(ク) 「個人事業主及び無給家族従業者」とは、業務に従事している個人事業主と、その家族で無報酬で常時従事している者をいいます。したがって、業務にたずさわっていない事業主とその家族で手伝い程度のものは含まないでください。
- 常用労働者毎月末現在数の合計**  
「常用労働者」の1月から12月までの毎月末の現在数を合計したものです。個人事業主や無給家族従業者を含めないでください。
- 現金給与総額**  
(1) 所得税、保険料、組合費などを差し引かない、いわゆる税込みの金額を記入してください。  
(2) 「常用労働者に対する基本給、諸手当」とは、労働契約、団体協約、給与規則などによって、あらかじめ定められている給与条件によるものをいいます。基本給のほか、家族手当、超過勤務手当、通勤手当、休業手当などを含んだものです。  
(3) 「特別に支払われた給与」とは、常用労働者に対して、一時的な理由により、特別に支払われた結婚手当、期末賞与などをいいます。  
(4) 「その他の給与」とは、常用労働者以外の従業者(日雇、臨時従業者)に対するすべての現金給与及び常用労働者に対する退職金、解雇予告手当などをいいます。
- 原材料、燃料、電力の使用額及び委託生産費**  
(1) 「原材料使用額」  
(ア) 燃料以外のすべての製造加工用の原材料(購入した水を含む。)及び工場管理のための材料、備品、消耗品などのうち、実際に使用した総使用額をいいます。  
(イ) 原材料を使用して中間製品を作り、さらにこの中間製品を製造加工のために使用した場合は、はじめに使用した原材料費だけを記入してください。  
(ウ) 同じ企業に属する他の事業所から受入れたもの及び農業、林業、水産業、鉱業活動によって自家取得したものの使用額も市価に換算して記入してください。  
(エ) 燃料として使用されるものでも、原材料として使用された場合、例えばコース製造用の石灰、ゴキブリ剤に用いられた石油などは、原材料使用額に含めてください。  
(2) 「燃料使用額」には、暖房用も含みます。なお、同じ企業に属する2以上の事業所に送電している自家発電所の使用した石灰、石油などの使用額は、製造品出荷額等のもとでも多かった事業所にまとめて記入してください。  
(3) 「電力使用額」には、工場の電灯用も含みます。なお、自家発電によるものは除きます。  
(4) 「委託生産費」とは、原材料又は製品を他の事業所に支給して、製造加工を委託した場合の加工費をいいます。
- 有形固定資産**  
事業所の所有するすべての有形固定資産(事業所構外のものを含む。)を帳簿

- 11 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額**  
(1) 年末の「製造品在庫額」は「12 製造品の出荷額、在庫額等」の「イ 品目別製造品出荷額」の計と一致します。  
(2) 「在庫額」には、事業所が所有するものを記入し、下請加工のために、他から支給された原材料及び下請加工した製造品は含まないでください。  
(3) 金額は帳簿価額によって記入してください。それが難しいときは見取り市価によってください。
- 12 製造品の出荷額、在庫額等**  
(1) 「製造品」には、副産物、製造工程から出たくず、廃物も含めてください。  
(2) 「製造品名」「加工品名」「番号」「数量単位名」などの記入にあたっては、調査票と同時に配った「商品分類表」によって記入してください。  
(3) 「ア 品目別製造品出荷額」  
(ア) 同じ企業に属する他の事業所へ引き渡したもの、原材料又は製造品を他の事業所に支給して製造、加工させて出荷した製造品も含まれます。  
(イ) 同じ企業に属する2以上の事業所に送電している自家発電所が、他に余剰電力を販売した場合は、この販売電力を製造品出荷額等のもとでも多かった事業所の出荷額に記入してください。  
(ウ) 内国消費税を課せられたものは、その税額を含めた金額を工場出荷額とし、また、割引、値引されたものは、その分を差し引いた販売実価によってください。  
(エ) 同じ企業に属する他の事業所へ引き渡したものは、市価によって出荷額を記入してください。  
(5) 「ウ 品目別製造品在庫額」には、他の企業に属する原材料又は製品に加工して59年中に引き渡すものとして受け取る加工費を記入してください。  
(6) この調査において賃金工というものは、他の事業所から支給された主要原材料によって製造し、あるいは他の事業所の所有する製品、半製品に加工処理を加え、これによって加工費を受け取る場合に限り、したがって、普通加工品と呼ばれる業種に属する事業所でも、自己の所有する原材料や製品に加工する場合は、この事業所の「製造品」となりますから、これらは「品目別製造品出荷額」に記入してください。  
(7) 「エ 修理料収入額」には、他人のものを修理して受け取る修理料を記入してください。ただし、船舶、鉄道車両の修理、航空機及び航空機用原動機、オートバイ、自動車などは、「修理」として、自己所有の原材料によって修理をした場合は、「品目別製造品出荷額」に記入し、他から原材料の支給を受けた場合は、「加工費収入額」に記入してください。  
(8) 調査票に書きつけないときは補助帳を用いてください。この際、調査票には「以下別紙」に記入するとともに、補助帳に記入した品目別製造品出荷額計又は「修理料収入額」に記入してください。
- 14 内国消費税額**  
「品目別製造品出荷額」の金額に含まれている物品税、酒税、トランプ税、砂糖消費税、揮発油税、地方道路税の税額の合計を記入してください。

- 15 主要原材料名**  
購入又は支給された原材料名のうち、主なものを入力してください。購入した原材料を使用して中間製品を作り、さらにこの中間製品を原材料として製品を作ることがありますが、この場合は最初購入した原材料名を記入してください。
- 16 作業工程**  
製造品の出荷額、在庫額等に入れた製造品及び加工品のうち、主なものについて、この事業所の作業工程を段階的に説明してください。2種以上の製法のある製造品については、そのうちのどの方法に依っているか、また、機械によっているか、手作業によっているか、要点を明確に記入してください。
- 17 工業用地及び工業用水**  
(1) 「ア 事業所敷地面積及び建築面積」  
(ア) 事業所敷地面積には、事業所敷地(賃借を含む。)している敷地の全面積を記入してください。ただし、鉱区、住宅、寄附金、グラウンド、倉庫、その他福利厚生施設などに使用している敷地が、生産設備などの敷地と、道路(公道)、河川、湖沼などにより、明確に区別される場合はこれらの敷地の面積が、何らかの方法で区別できる場合は除いてください。なお、事業所の隣接地にある拡張予定地を事業所が占有している場合は含めてください。  
(イ) 事業所の建築面積には、事業所敷地内にある、すべての建築物の面積の合計を記入してください。  
(ウ) 取得面積には、工業用地として本年中に購入契約を締結したものをすべてを記入してください。  
(エ) 公有水面の埋立の免許を受けた場合は、その許可をもって購入契約とし、許可面積が取得面積となります。  
(5) 「工業用水」とは、事業所内で生産のために使用される用水(従業者の飲料水、雑用水を含む。)をいいます。  
(6) 「1日当りの用水量」とは、1月1日から12月31日までの1年間に、この事業所で使用した工業用水の総量を換算日数で割ったものです。  
(7) 「ウ 1日当り水別別用水量」  
(ア) 「公共水道」には、都道府県又は市町村によって経営される工業用水道又は上水道から供給を受ける水の量を記入してください。  
(イ) 「工業用水道」とは、飲用に適さない工業用水を供給するものです。  
(ウ) 「地表水・伏流水」には、河川、湖沼又は貯水池から取水する水(地表水)の量と、河川敷又は旧河川敷内において集水堰きによって取水する水(伏流水)の量の合計を記入してください。  
(エ) 「井戸水」には、浅井戸、深井戸又は湧き水から取水する水の量を記入してください。  
(5) 「その他の淡水」には、上記のいずれにも属さない、「回収水」以外のもの、例えば、農業用水路から取水する水、他事業所から供給を受ける水などの量を記入してください。  
(6) 「回収水」には、この事業所内で一度使用した水を、冷却塔、尿水池、沈下池など、循環装置などの回収装置を通じて回収使用する水の量及び上記の回収水の施設を通過して循環して使用している水の量を記入してください。  
(7) 「エ 1日当り用途別用水量」  
(ア) 「ボイラ用水」とは、ボイラ内で蒸気発生させるために使用される水をいいます。  
(イ) 「原料用水」とは、製品の製造過程において、原料としてそのまま用いられる水、あるいは製品原料の一部として添加使用される水をいいます。  
(ウ) 「製品処理用水」とは、原料、半製品、製品などの浸漬溶解など、物理的処理を加えるために使用される水をいいます。例えば、パルプ製造工程におけるパルプの浸漬溶解水、ビスコース製造工程におけるパルプの溶解水、染色用水などがこれです。「洗じょう用水」とは、工場設備、又は製品の洗じょう用に供される水をいいます。  
(エ) 「冷却用水」とは、工場の設備又は原料、半製品、製品などの冷却用に使用される水をいいます。  
(5) 「温調用水」とは、工場内の温度又は湿度の調整のために使用される水をいいます。  
(6) 「その他」とは、上記のいずれにも属さない用水、例えば、工場内での従業者の飲用水、雑用水をいいます。
- 備考欄**  
(1) 「休業中」「操業開始後未出荷」の事業所は、その旨をこの欄に記入してください。  
(2) 借用の土地又は設備であるため、「10 有形固定資産」の欄に記入がない場合、及びその他すべての項目について前年と比べて著しく過大な数値、過小な数値がある場合は、その理由をこの欄に記入してください。